

保護者の皆様へ

## 子供たちの安全なインターネット利用のために フィルタリングサービスの導入を

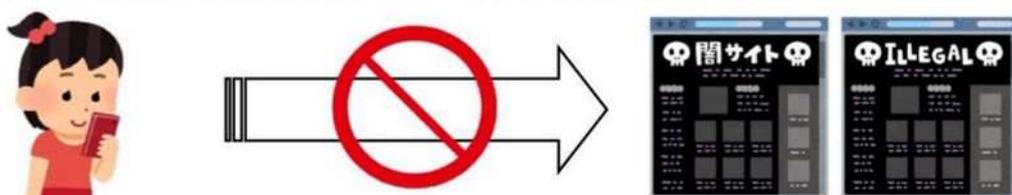
### 夏休みに入る前に『フィルタリングサービス』の導入を！

夏休みに入ると、スマートフォンやタブレット端末等に触れる時間が長くなります。フィルタリングサービスを利用して、子供たちが安全にインターネットの利用ができるようにサポートしましょう。

保護者の方がフィルタリングサービスを導入していない理由として、「〇〇（アプリやサービス名）が使えなくなるから嫌だ」と子供に言われたというものがよくあげられます。フィルタリングサービスは、「これは使わせてもいい」というものを保護者の方が選択をして個別に利用可能に設定することができます。また、保護者の方の端末でお子さんの利用状況を確認することもできます。フィルタリングサービスの主な機能を紹介します。

#### ～フィルタリングサービスの主な機能～

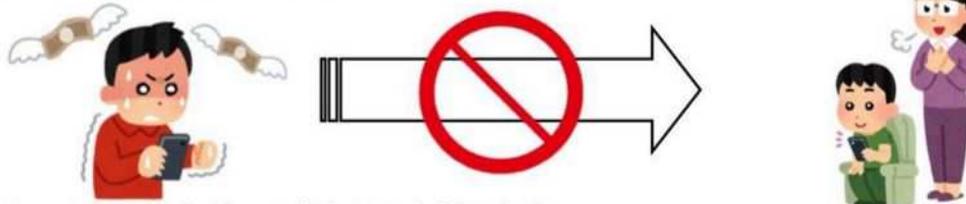
○子供たちにとって有害な情報を含むサイトへのアクセスを禁止する。



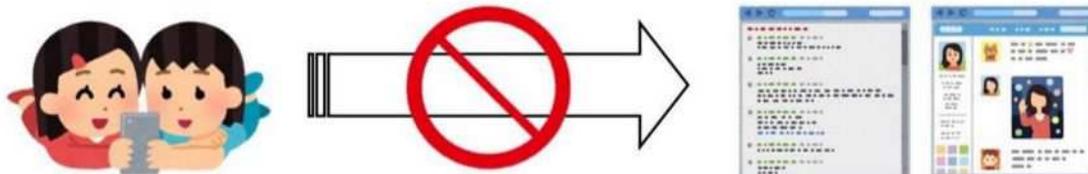
○曜日や時間帯ごとにインターネットやアプリの利用時間を制限する。



○有料アプリのインストールやアプリ内課金を禁止する。



○SNSや掲示板などへの書き込みを禁止する。



○子供のインターネット利用状況を確認する。



## ゲームでの課金トラブルを未然に防ぐために

### 『ゲームでの課金トラブル』にご注意を！

□夏休みに入ると、スマートフォンやタブレット端末等に触れる時間が長くなります。ゲームの課金トラブルを未然に防止できるように、ペアレンタルコントロール等を活用しましょう。

#### 〔課金トラブルの例〕

- ・子供に「1回だけだから」と頼まれ、子供のスマートフォンにクレジットカード情報を登録したが、クレジットカード情報を削除し忘れて、子供が課金を続けてしまった。
- ・クレジットカードやキャリア決済を利用した課金は、その場で現金を支払う必要がないので、お金を使っているという実感があまりなく、ついつい課金をしてしまった。
- ・キャリア決済になっていた保護者や子供自身のスマートフォンを使って課金をしていた。

□※キャリア決済…アプリに課金したお金を後日の携帯電話の利用料金と一緒に支払うこと。

#### 〔課金トラブルを防ぐための対策の例〕

##### ☆子供の課金を防ぐために☆

□・子供の利用する端末に、クレジットカードの情報を登録したり残したりしない。



□・子供のスマートフォンにおけるキャリア決済の利用を停止する。



□・子供の端末におけるアプリ内の課金を禁止する。



##### ☆課金を認める場合には、ルールの作成を☆

###### 《ルールの例》

- ・1ヶ月に〇〇円までと、課金の上限金額を求める。
- ・課金する際には、利用残高がわかるプリペイドカードを使う。
- ・課金ノートを作って、いつどのくらい課金したのか記録する。



## 位置情報共有アプリで面識のない人と つながることの危険性

### 位置情報共有アプリで面識のない人とつながることの危険性

□夏休みに入ると、スマートフォンやタブレット端末等に触れる時間が長くなります。位置情報共有アプリは待ち合わせや災害時の安否確認などに使えて大変便利な反面、面識のない人とつながってトラブルに巻き込まれてしまう可能性もあります。お子さんと一緒にアプリの設定を見直してみましょう。

⇩

□□□□□〔位置情報共有アプリの機能について〕

□位置情報共有アプリで他の利用者と友だちとしてつながると、右のイラストのように、たがいの現在位置を確認し合うことができます。また、サービスごとに違いはありますが、位置情報共有アプリには以下のような機能もあります。



- ・滞在時間の表示
- ・滞在している場所のアイコン表示
- ・つながった相手とのメッセージのやりとり
- ・つながった相手のスマートフォンの電池残量表示



⇩

〔子供たちが面識のない人とつながってしまうことも・・・〕

□インターネット上の他のサービスで知り合い仲良くなった人から一緒に使おうと誘われたり、自分のアプリのIDをSNS上などで公開して友だちを募集したりして、子供たちが面識のない人と位置情報共有アプリで友だちとつながってしまうケースがあります。

□しかし、位置情報共有アプリでは、相手の家や学校、行動パターンなどが簡単にわかってしまうため、面識のない人とつながる可能性があります。面識のない人と友だちとしてつながったことで、ストーカー被害を受けたり、家に来られて暴行被害を受けたりしたという事件も実際に起きています。



夕方からずっとここにいるから、ここがA子ちゃんの家だな。



□位置情報共有アプリではさまざまな情報が相手に簡抜けになるので、面識のない人とつながると事件に巻き込まれてしまう危険性があります。そのことを子供たちに理解させ、面識のない人とは絶対に友だちにならないように伝えてください。また、自分のアプリのIDをインターネット上に載せないように注意しておくことも必要です。

子供たちの安全なインターネット利用のために  
～インターネット上の書き込みについて～

**インターネット上に他人の悪口を書くと罪に問われる可能性があります！**

インターネット上の投稿は、いろいろな人が目にする可能性があります。そのためインターネット上に他人の悪口を書くことは、人前でその人を侮辱したことと同じで、罪に問われることがあります。ご家庭でも以下のことを、お子さんと一緒に確認しましょう。

**○例えばこんな書き込みをすると、罪に問われる可能性があります**

- ・ SNSに友だちの写真をのせて、冗談半分に悪口を書いた。
- ・ チャットグループで特定の児童生徒の悪口を書いた。
- ・ 掲示板やニュースの記事のコメント欄に、有名人の悪口を書いた。



**○勝手に他人を撮影することもダメです！**

他人の悪口だけでなく、勝手に他人を撮影したり、その写真や動画をインターネット上に投稿したりすることも、やってはいけないことです。相手から訴えられてしまうことがあります。



**○インターネット上の投稿はすべて記録されています**

インターネット上には、自分の名前を出さずに投稿できるサービスがたくさんあります。そういう場所でも何を投稿しても大丈夫だと考えている人もいます。しかし、インターネット上の投稿は「いつ・どこで・どの機器から」投稿したのかという記録が残されているので、名前を出していなくても、誰が投稿したかを調べることができます。



**【 侮 辱 罪 に つ い て 】**

令和4年7月7日より「侮辱罪」が厳罰化されました。

「侮辱罪」とは、不特定多数の人の前で他人を侮辱すると罰せられる犯罪のことで、インターネット上の書き込みも該当します。厳罰化された背景の一つに、インターネット上の誹謗中傷による被害の深刻化が挙げられます。そのため、悪質な投稿への対処がこれまで以上に厳しくなることが予想されます。あらためて、お子さんに注意を促してください。

**☆☆☆ お子さんと確認しておきたいポイント ☆☆☆**

- ・ たとえ冗談であっても、インターネット上に他人の悪口を書いてはいけないこと。
- ・ 匿名で書き込みができるサービスでも、投稿者の特定は可能であること。
- ・ もし自分や友だちに対する誹謗中傷を見つけたら、証拠としてその書き込みを画像で保存し、すぐに保護者に相談すること。
- ・ 他人が誹謗中傷を書いた投稿を拡散する行為も、その悪口に賛同したものとみなされ、罪に問われる可能性があること。
- ・ 他人を撮影する際は、必ず本人に許可をとること。さらに、その写真や動画をインターネット上に投稿するときも必ず許可が必要であること（勝手に他人の画像を投稿しないこと）。



子供たちの安全なインターネット利用のために  
～家庭でのルールづくりについて～

ルールづくりの3つのポイント

家庭の中でも、子供たちは端末やインターネットなどを利用する機会が増えてきました。インターネットはとても便利な反面、様々な危険がひそんでいます。お子さんがトラブルに巻き込まれる危険性を減らすためには、家庭内でのルールづくりが大切です。

①保護者の方とお子さんで話し合って決めましょう！

ルールをしっかりと守るためには、そのルールがなぜ必要なのかをお子さん自身がきちんと理解しておく必要があります。

そのため、保護者の方が一方的にルールを決めるのではなく、お子さんと一緒に話し合っ



②具体的なルールにしましょう！

「夜遅くまでインターネット機器を使わない」という曖昧なルールだと、その日の気分によって何時まで使うのかわかってきてしまいます。

「インターネットの利用は夜9時まで」といった具体的なルールにしましょう。



③定期的に話し合っ

ルールは一度つくったら、それで終わりではありません。インターネット機器を使っていくうちに、子供たちはいろいろな使い方を覚えていきます。一旦作ったルールも、お子さんの使い方に適さなくなることがありますので、半年に1回など、定期的に話し合っ



☆☆☆ 家庭内ルールの例 ☆☆☆

- ・インターネットに自分や友だちの個人情報
- ・インターネットに他人の悪口を書かない。
- ・インターネット利用は「夜～時まで」と具体的に決める。
- ・寝る部屋にスマホやタブレットを持ち込まない。
- ・スマホやタブレットはリビングで充電をする。
- ・食事中や会話中にインターネット機器を使わない。
- ・インターネットを使っていてトラブルになりそうなどときには、すぐに保護者に相談する。



保護者の皆様へ

子供たちの安全なインターネット利用のために  
～個人情報と著作権について～

インターネットを使う上で気をつけるべき情報の取り扱いについて

インターネットを使う上で気をつけなくてはいけないのが、情報の取り扱いについてです。中でも特に重要な個人情報と著作権の2つについて、ご紹介します。ぜひ、ご家庭でも話題に挙げてください。

個人情報について

個人情報とは特定の個人を識別できる情報のことで、単体で個人を識別できるもの(氏名、住所、顔写真など)だけでなく、他の情報と照合することで識別が可能になるもの(運転免許証やパスポートの番号、メールアドレスなど)も含まれます。つまり、その人に関する情報はすべて個人情報になりうるということです。

◆個人情報を扱う際の注意点

- ・ 個人情報を取得し利用する際は目的を伝え、勝手に使わない。
- ・ 取得した個人情報を利用目的以外に使わない。
- ・ 個人情報を第三者に提供する際は、予め本人の同意を得る。
- ・ 個人情報を安易にインターネット上にのせたり、入力したりしない。



著作権について

誰かが創作した著作物には著作権が存在します。それは商品として売られているものにかぎった話ではありません。

誰かがSNS上に投稿した写真も、児童生徒が描いた絵も著作物であり、著作者の許可なく使うと、著作権の侵害となる可能性があります。



【児童生徒が陥りがちな「著作権」トラブル】

- ・ テレビの録画番組等を動画サイトにアップロードする。
- ・ SNSの自分のアイコンに、アニメのキャラクター等の画像を使用する。
- ・ ガイドラインを確認せずに、ゲーム実況動画をアップロードする。 など

☆ [参考]「公益社団法人著作権情報センター」のサイト☆

『みんなのための著作権教室』

<http://kids.cric.or.jp/index.html>

